平成22年3月橋本市議会定例会会議録(第2号)その4 平成22年2月15日(月)

(午前11時00分 再開)

○議長(中西峰雄君)休憩前に引き続き会議 を開きます。

順番3、13番 瀧君。

〔13番(瀧 洋一君)登壇〕

O13番(瀧 洋一君)議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

「住んで良かったと思える橋本市に」と題しまして、昨年6月議会より一般質問を行ってまいりました。行政サービスについて、市の予算の使い方について、市民の声をとお尋ねをしてまいりましたが、最後にたどり着いたのが、今回のテーマでございます「区長制度」でございます。

何の違和感も覚えない市民の方も多いのかもしれませんが、他市と比べると非常に大きな影響力を持っておりますのが「区長さん」でございます。法規上、明確な位置付けがされないにもかかわらず、大きな大きな重責を担っていただいております。行政と地域のパイプ役という立場なのでしょうか。また、公職選挙法で選出される私たち市議会議員との違いも含めて、本当の市民の声を正しくお聞きするシステムの構築が必要ではないでしょうか。

私たちの未来は、私たちの手で。市民と行政が一体となったまちづくりをめざしまして、今回もお尋ねしたいと思います。今回、第4回目、住んで良かったと思える橋本市にするために。パート4。最後のテーマといたしまして、区長制度についてお尋ねします。

私も、橋本市に転居をしました際に「区」 という存在を知りました。しかし、いまだに 「区」と「自治会」、この違いがわからないま ま生活をしております。「区長さん」は、地域 住民の声をお聞きしたり、立ち会いや行政当 局との折衝にと、多忙な業務をお受けいただ いておりますことに敬意を表するものでござ います。

しかしながら、市として「区長さん」の位置付けはどのようになっているのでしょうか。また、その権限や業務に過度のご負担を与えてしまってはいないでしょうか。市民との協働はどのように進められているのか。市民の声を生かす行政を行うためにも、市当局としてのお考えをお尋ねします。

①「区」の位置付けをお尋ねします。②「区長」の法規上の位置付けをお尋ねします。③ 「区長」と「自治会長」との違いについてお尋ねします。④「区長」の業務をどのように当局は認識をされていらっしゃるのかお尋ねします。⑤「区長の印鑑」が必要な行政事務は、どのような事務がどの程度ありますでしょうか。⑥「区長」の報酬、また行政事務の委託費について、どのようになっているのかお尋ねします。⑦今後の「区長制度」についての当局の見解をお聞かせください。

以上、明確な答弁をいただけますようご期 待申し上げまして、私の1回目の質問を終わ ります。

○議長(中西峰雄君) 13番 瀧君の一般質問 に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長(中山哲次君)登壇〕

○総務部長(中山哲次君) それでは、「区」及び「区長」についてのおただしについて、お答えをさせていただきます。

①一点目の、区の位置付けについてでありますが、「区」「自治会」「町内会」等は、町ま

たは字の区域等に住所を有する者により構成 され、良好な地域社会の維持及び形成に資す る活動を行っていただいている「地縁による 団体」であると考えております。橋本市にお いては、従来から主として大字単位をもって 「区」と称してまいりました。

次に、二点目、②でございますけれども、「区長」の法規上の位置付けにつきましては、 先ほどお答えいたしましたように、地縁による団体であることから法規上の位置付けとは なりません。

③、三点目の「区長」と「自治会長」との 違いについてでありますが、区、自治会、町 内会など、その地域によっていろいろな名称 がありますが、すべて住民がよりよい生活を 送るために、その地域で暮らす人々で結成さ れた任意の団体であり、同じものであると考 えていますが、橋本市では「区」として取り 扱っております。

次に、④、四点目の「区長の業務」についてでありますが、市からの情報の伝達や調整、広報等の配布、災害等の調査・報告など、各種いろいろにわたりご苦労をいただいているところでございます。

⑤、五点目の「区長の印鑑」が必要な行政 事務は、どのような事務がどの程度あるのか とのことでございますが、全体は把握し切れ ておりませんが、主立ったものといたしまし ては、区からの市道や農道の改修・修繕の要 望や、防犯灯電気料金や掲示板設置改修等の 補助金申請、災害の報告等々の事務処理のた め、区長の印をいただいております。

⑥、次に六点目でございますが、「区長の報酬」についてであります。市からは区長の報酬としての支出は行っておりません。ただし、それぞれの区においては区長手当等を支払っている区もあるようでございますが、各区の総会等において予算審議等を経て行われてい

るものと考えております。

⑦、最後に七点目の、今後の「区長制度」についての見解の件でありますが、市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組む動きが全国的に活発化している状況であり、議員おただしのように、市・区・市民の協働が今こそ重要な時代ではないかと認識しているところでございます。それぞれの役割・分担や協力体制がより一層必要であると考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(中西峰雄君) 13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君)ご答弁いただいたんですけれども、ちょっとわかりにくい点もございますので、一つ一つお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、①からまいります。区の位置付け、ここで区・自治会・町内会というのは地縁団体ということでございますが、そしたら、橋本市にはいくつの区があり、いくつの自治会があり、いくつの町内会があるというふうに把握をされていらっしゃるのか、まずはお尋ねします。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)まず、行政上は区として把握しておりますのは、橋本市内で全部で107区ございます。旧の橋本では73区、旧の高野口では34区、合計区で107区ということでございます。なお、自治会ということで呼んでいただいておりますのは、例えば、新興住宅地なんかでございますと自治会ということで地域では使っていただいておると、そういう状況でございます。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) すると、自治会というのは、これは以前お尋ねをしたときに、そも

そもの区というのが昭和30年の、いわゆる昭和の大合併のときに橋本市ができたわけですけれども、その橋本市を構成する以前の、旧の町村、そんなところから大字として残ってきておると。そしてまた、いわゆる新興住宅地、三石、城山ですとか、そういったところが自治会として誕生したというようなお話も聞いたことがあるんですけれども、一方で、例えば市営住宅なんかが、単独で自治会というのを組織をされておったりという例もあるかと思います。それらも含めて百七つの区と、そういうことでよろしいんでしょうか。百七つの区があり、またそのほかにいくつかの自治会があるということなのかどうかお尋ねをします。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) すべて107区の事務 処理をさせていただいておるわけでございま すけれども、その中には、やはりマンション でございますとか新興地でのアパート、そう いったものにつきましては、自治会未加入の 団地といいますか、マンションもございます。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君)未加入、そのこともまたお話しせないかんなと思ってたんですけども、区というのが強制加入の団体ではどうもないですね。私も11年前にこちらに転居してきたときに、私、下兵庫なんですが、下兵庫区に入区するのかどうかと近所の人に尋ねられて、入区するんであれば入区費を払ってもらわないかんよと、そんな説明を受けました。もちろん、これはうちだけやなしにほかでもそうだと思いますし、特にアパートにお住まいの方とか、区に入る、入らないというのは任意であるというようなこともあったと思います。

その点と、じゃあ自治会、だからもう一回、 ちょっと今の答弁はわかりにくいです。107 ですべてですか。プラス自治会がいくつかあるんですか。市として把握しているものとして、後の質問でまた出てくるんですが、それでは行政事務委託費を支払っている区は107ですか。それ以外にもあるのか、そういった線引きでひとつお答えください。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)まず、1点目の区費ということでございますけれども、決してご存じの、これは自治会組織へは強制でも何でもございません。任意の団体でございますので、それは強制はできないということでございます。

そういうことで、2点目の行政事務委託料 につきましては、今現在、ちょっと手元に詳 細は持っておらないんですけれども。

(「自治会が別にあるんか」と呼ぶ者あり)

〇総務部長(中山哲次君) その点については、 ちょっと調べさせていただきたいと思います。 詳しいことにつきましては、ちょっとお時間 いただきたいと思います。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(**瀧 洋一君**) 要は、107だけなのかど うかなんですよ。これ、ちょっと後の質問に 影響してくるので、できれば早急に答弁して ください。

ここの部分、保留しまして、そしたら次へ 移ります。移りますというか、区についてま だもう一つありました。そしたら、区は地縁 団体ということです。民法上の、これは権利 能力なき社団ということで理解させていただ いてよろしいでしょうか。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

〇総務部長(中山哲次君) 先ほどもご答弁させていただいたんですけれども、法的に言います地縁団体につきましては、市内で107区ある中でも手続きをとっていただいて、法人格を有する地縁団体というものはございます。

ただ、地域、地域のつながりのある区単位ということで地縁団体というご答弁をさせていただいておりますが、市内ではすべてが法人格を持った地縁団体ということではございませんので、その点だけご理解よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) そうでしょう。地縁法 人というのは、その区で財産を所有するため に法人格を持っていると。これはたしか17か 18ぐらいじゃないですか。18ですか。107のう ちの一部ですよね。これ、なぜそこが問題に なるのか。法人格を持っている、持っていな い。じゃあ、ここの団体がさまざまな契約を することができるのか、権利能力があるのか どうか、この点でお尋ねをしているんです。 一部、財産を所有している区というのがあり ます。そこは地縁団体として法人格を持って いるんですが、大半についてはないわけです よね。法人格を持ってないわけですよね。そ のことを確認をさせていただきたい。ですか ら、多くの区においては、民法上権利能力を 持たない社団として存在する、地縁をもとに した任意団体であるという理解でよろしいで すね。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)議員ご指摘のとおり、そのとおりでございまして、各区でも、やはり土地を所有する場合、所有権移転をする場合には地縁団体の法人格を有しておらなければ所有できないと。議員ご質問のとおりでございます。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) わかりました。そした ら区ということで、そういったご近所づき合 いであったり、盆踊りしようかとか、そうい ったような集まりということで、それは理解 をさせていただきました。 そしたら、②の区長さん、法規上の位置付けというのは特にないということなんですけれども、位置付けがないんです。ないとおっしゃってる割に、橋本市においては、この区長さんにさまざまな業務をお願いしてますよね。例えばこの選出方法だとか、これも多分区によってばらばらだと思うんです。先ほどのところで、自治会の自治会長さんも問題になってくるんですけれども、例えば、市の条例や規則、命令、要綱、こんなところで区長さんという位置付けというのは本当にないんですか。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)あくまでも任意の 団体でございまして、市のほうでは条例、規 則等、区長さんに対する定義と言いますか、 そういったものは持ってございません。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) そうですね。私も一生 懸命例規集を3冊くらい繰りました。この辺 にあるのかなと、多分これやったら1巻やろ うなと。最後はインターネットの検索システ ムを使って探したんですけども、どこにもな かったので、ないということでしたら私、見 落としてなかったんやなというので、ちょっ と安心しましたけども。

ところが、そのときにいろいろ出てきました。規則の中であるんですよね。例えば、生活保護施行細則。こんなところに区長さんと出てくるんですよね。それとか、母子保健推進員要綱というのがあります。平成18年3月1日、合併したときの告知123号。ここの第4条、推進員の委嘱。「推進員は、本市の区域に居住する者であって、母子保健について知識及び経験を有するもののうちから、原則として区長または自治会長が提出する母子保健推進員候補者推薦調書を参考にして、市長が委嘱する。」位置付けのないにもかかわらず、こ

んな要綱に出てくる。これ、どのように説明 されますか。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)例えば、全庁的に は、先ほどもご答弁させていただきましたが、 市道の維持・修繕、それからいろんな地域の 代表者の方々の推薦等ございます。それにつ きましては、確かに区長さんとしての、自治 会長さんとしての条例、規則はございません けれども、従来、合併以前、これは大昔から なるかと思いますけれども、やはり地域の住 民の方々から選ばれた代表の方である。その 代表の方が地域、地域で、やはり各地域によ ってもいろんな生活環境も違えば、文化も違 うと思います。そういった地域が違う中での 区長さんなり自治会長さんなり、代表の方が やはり地域の状況というものを一番把握して いただいておるんではないかということの中 で、市役所の中では全庁的には区長さんの位 置付けを決めております。

以上でございます。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) さっきの答弁がないので、まだ区長さん、自治会長さんと言わざるを得ないんですけども、この要綱を見ても区長または自治会長というのがあるので、きっと多分、役所の中でも区長と自治会長というのは別の何かあるんでしょうなというのは、ここからは私、推測してお尋ねをしているんですよ。

今、市民の方々のことを一番よく知っているのが区長さんやないかということですけれども、じゃあ私たち議員、どうなんやろうなと。私たち議員も市民のことを代弁する立場にあるんですよ。そこらがいろんなところでおかしいことになってくるんですよね。私たち議員より先に区長さんのところへ話をしに行く。権利能力のない社団の長である、また、

どういう選出方法をされているか、これは市がタッチすることじゃないんですよね。住民自治の原則からして、市がそれに立ち入ることじゃないんでしょう。そしたら、そこへお願いをする。この議会でも、よく同僚議員の一般質問の答弁の中でも、区長さんにご説明してとか、区長会に諮って、区長さん、区長さん、出てくるんです。

一度、どれぐらいこの本会議だけで、委員会は別ですよ、本会議で区長さんという言葉が答弁の中に出てくるのかなと思って、ちょっと調べてみました。でも、案外少なかったんよね。もっとあるのかなと思ってたんですけどね。だいたい一回の定例会で50回ぐらい出てまいります。この本会議でですよ。これほど重要な位置を占めておるのかなと。皆さん、議事録ありますのでいっぺん拾ってみてください。ございますのでね。

そして、区長と自治会長なり、では、それだけの権限をお願いして本当にええんやろうかと。ましてや区長の報酬云々と、先入ってしまうとまた怒られるので、ちょっと済みません。そういったあたりも踏まえて、これは今までの慣習上行われていることであり、現在は、この市においては何ら位置付けがないと。そういうことでよろしいですよね。慣習上だけのことであり、例えば、何の委嘱もされていない。その点確認します。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 各地域からの区長さんの選出については、市は一切指示も何もしておりません。地域、地域の方々が代表者を選んでいただいておるということを、まず一点、ご答弁させていただきたいと思います。それから、確かに市のほうから、市長から各区長さんに委嘱状は出してはおりません。ただ、各年度、一年単位でかわられるところもある、もしくは3年、4年される区長さん

もおられますが、区長交代時期には区長がか わりましたという連絡は総務課のほうへいた だいております。

そういうことで、市といたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、橋本市行政と地域の方々の代表者の方々ということの中では、大昔から行政のお手伝いをしていただいているということでは、慣習上では何十年も前から続いてきておるということでございます。

それと、恐れ入ります、先ほどの答弁もれでございますけども、市といたしましては区は107区で、市営住宅、マンション等も一つの区として考えているところでございまして、行政事務委託料につきましては、一部、中で分けていただいておりますが、108地区に支払いを行っているというところでございます。大変失礼しました。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君) 先ほどの、今の答弁のほうからですが、そしたら107の区があって、行政事務委託料は108に支払っている。そしたら、この一つは自治会ということで理解させていただいてよろしいんでしょうか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) 失礼しました。107 区でございます。ただ、中では細かくは中で 分けていただいているところもございますの で、一つの区が二つになるんですが、107区で ございます。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- ○13番(瀧 洋一君)済いません。ちょっと 頭悪いんかな。107でしょう。107だけども、 一つの区に対して2箇所に支払っているとこ ろがあるので108と、そういうことですか。2 箇所って、これはだれに支払っているんです か。区長さん2人おるんですか。

議長、済みません。ちょっと時間、時計と

めていただけませんか。

○議長(中西峰雄君)答弁できませんか。 暫時休憩いたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時36分 再開)

○議長(中西峰雄君)休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 瀧君の再質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長(中山哲次君)大変失礼いたしました。行政事務委託料につきましては、契約させていただいておるのが108件でございます。108区と契約させていただいております。これにつきましては、野地区のぶどう坂でございまして、区としてカウントするときには107、ぶどう坂一本でカウントさせていただきまして107区とご答弁させていただいたんですけれども、行政事務委託料につきましては、ぶどう坂を二つに分けておりまして、108区でございます。

大変失礼いたしました。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君) そしたら、もう一回確認します。じゃあ、ぶどう坂は自治会ですか、区ですか。区でいいんですか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) 自治会でございます。
- ○議長(中西峰雄君) 自治会と区ということですけど、区ですかということですが、区じゃないんですね。どうなんですか。

総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 野地区の中のぶど う坂ということになりますので、例えば、山 田地区で申し上げますと、山田、吉原、出塔、 柏原、野、城の内住宅、神野々、野団地、ぶ どう坂というふうに分かれております。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)だから、ぶどう坂は区 じゃなくて自治会なんですね。そしたら、107 の区と一つの自治会が橋本市内には存在する、 これでいいんですか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) そうではございませんで、固有名詞なんですけれども、例えば城山台連合自治会、それから御幸辻団地自治会、小峰台一丁目自治会等、自治会という名称を使われておる地域もございますし、区という名称を使われておる団体もございます。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)じゃあ城山台は、これは連合自治会だけども区という扱いをしておると。ぶどう坂についても、自治会だけども区としての扱い、それでいいんですか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) そのとおりでございます。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- **O13番(瀧 洋一君)** そしたら、その数は結構です。理解をしづらいけど、させていただきます。

では、市として区と呼ぶんですか、自治会と呼ぶんですか。今のご説明だったら、自治会も含めて区という認識でよろしいんでしょうか。区と自治会をどのように使い分けられているんですか。次の3番の区長と自治会長との違いについて、ここも含んでまいります。あわせて答弁をお願いします。

- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君)通常、事務処理上は、先ほどご答弁させていただきましたように区という扱いをさせていただいております。ただ、日常業務の中で区長さんなり自治会長さんがお見えになったときには、区長さんな

ら区長さん、自治会長さんであれば自治会長 さんという、業務の会話をさせていただいて おりますけど、あくまでも先ほどご答弁させ ていただきましたとおり、区という扱いをさ せていただいておりますので、よろしくお願 いします。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君) そういうことで、先ほ ど少し紹介させていただいた母子保健推進員 要綱のところで、区長または自治会長と、こ ういう表現になっているということでよろし いんでしょうか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) そのとおりでございます。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- 〇13番(瀧 洋一君)ここで私、区長、自治 会長と何かこだわっているように思われるん ですけれども、慣習的なというようなお話も ご答弁の中に出てまいりました。そんな中、 そもそもこの区長というのがどうだったのか。 廃藩置県のときから営々と受け継がれてきた ような制度であるんですが、学説によります と、区長と自治会長、これの違いというのが ございます。区長は、単独でさまざまな決済 や判断ができるのを区長と呼ぶ、自治会長は 住民自治の原則にのっとり、さまざまな総会、 決議等を経て決済を行う、こんな違いがある んだと、これは学説でございまして、橋本市 において何も適合する、しないというわけで はありませんが、そういう意見もあるんです が、先ほどの答弁のとおり、ここの区長と自 治会長との権限について差というのはないと いうことですか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君)権限の差はないというふうに考えておりますし、通常業務の中でも同等の扱いをさせていただいております。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) そしたら、そのように 理解をさせていただきまして、これから質問 をしてまいります。

そしたら、④の区長の業務をどのように認 識されておるかということなんですが、一番 が広報をお配りいただくとか、あと境界の立 ち会いとか、私も何人かの区長さんを存じ上 げておるんですが、非常に多忙ですよね。毎 日、本当に専業でないと、とてもじゃないけ どやっていけないぐらいの業務を市としてお 願いをしておるんじゃないかと思うんですけ れども、しょっちゅう立ち会いがあったり、 あと、充て職とかというのもありますよね。 こんなんも業務としてあたるのかどうかわか りませんけども、もう一度、先ほど、私らも 答弁書をいただいてたらわかるんですけども、 口頭でばっと早口で言われたので、全部ちょ っと聞きもらしたりしてるので、再度、どの ような、どれぐらいの事務量をお願いしてお るのか、ちょっと教えてください。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 大きくは先ほどご 答弁させていただいたとおりですけれども、 少しだけ、細かく申し上げさせていただきた いと思います。例えば、部単位で見ますと、 総務部、市民部、健康福祉部、経済部、消防 本部なり建設部、上下水道部、すべて各部に、 区長さんにお世話をしていただいておる、行 政のお手伝いをしていただいている業務がご ざいます。

ちなみに、総務部の市民安全課でとりますと、自主防災組織の結成といいますか、そういったことも、ほとんどが区長さんがリーダーとして頑張っていただいておる状況でございますし、生活環境課でございますと、ごみ収集ボックスの設置補助金、あと環境美化センターでございますと生ごみの堆肥化、減量

化の集団実施奨励金等ございます。大きくは 建設部建設課でございますと、交通安全施設、 カーブミラー、ガードレール等々の申請・要 望等で業務をお願いしてございます。あと、 下水道課につきましても、工事などによる道 路の交通制限等々、全庁的に各課にまたがっ ておる状況でございまして、確かに区長さん には行政のお手伝いで大変業務、お忙しい中 お願いしておるというのは事実でございます。 以上です。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君)これ、行政の怠慢やな いんですか。本来、市でしないといけないこ とを、こうやって区長さんに業務をお願いし ている。しかもこれ、先ほど区長さんへの報 酬もないと言ってましたよね。特に委嘱をし ているわけでもない。本来、行政がすべきこ とを、区長さんにお願いしてるんやないんで すか。それでずっと今までやってきた、続け てきたと。区長さん、大変ですよ、これ。市 としては、非常に区長さんにおんぶにだっこ、 便利に使ってきたんやないかと。その点どう 思われますか。どういうふうに思われている のか。今後もこれ、続けていこうということ やとは思うんですけども、非常に負担が多い という認識を持たれてるのかどうか、お聞か せください。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君)まず、区長さんには、多忙なといいますか、非常に各課にまたがりまして全庁的にいろんな業務を助けていただいておるということでは、区長さんに負担をかけておるということについては、事実認識はいたしてございます。

ただ、市のほうですべてやらなければならないことを、区長に丸投げではないですけども、責任を持ってもらってるんじゃないかというご質問かと思いますが、やはり、行政と

しましても行政サービスをよりきめ細かく、 地域、地域の意見を聞いて行政対応をしてい きたいという中では、それが区長さんがいい のか自治会長さんがいいのか、また、各団体 の代表の方がいいのかは別といたしまして、 やはり地域の事情を一番よく理解していただ いている方々のご意見なりをいただいて、そ の部分でより地域の方々が、各地域によって やはり課題も問題点もあろうかと思います。 地域、地域によりまして、区、区によりまし て違うと思うんです。そういうところの中で は、画一的に行政が一つの線を引いて、マニ ュアルをつくって行政サービスをするんじゃ なしに、やはり地域、地域で、一番地域の事 情をわかっていただいている方々の代表の 方々とのお話を聞かせていただきたいという ことの中で、現時点で区長さんにいろいろの 業務をお願いしているという状況でございま す。

ただ、区長さん方に対して、非常に責任の 重い部分を助けていただいているということ につきましては、認識はしてございます。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番(瀧 洋一君) 私たち議員も、もちろん市民の声を日頃、私ども街頭に立ってお聞きをしております。また、その地域のことなんかもいろいろご相談を受けるんだけれども、これはやっぱり区長さんが一番その地域の実情をご存じやと。もちろん、そういった面もあるのかもしれません。区長さんが一生懸命やっていただいている。それはわかります。でもこれ、すべての区長さんが一番よくご存じなんですか。区は全員が強制加入しておるものでもないというのは、先ほどのご答弁でもありました。区に入っておられない人々の要望はどう受けるんですか。それでいいんですか。市民の声をどのように取り込んでいくのか。これがこれからの行政、大切なんです。

じゃあ議員も、議員は、これは公職選挙法で選出されておる。4年の任期。市長だってそうです。4年の任期でね。区長さん、区によってさまざまですよね。1年であったり、またその選出方法、これは市が立ち入るべきやないですよね。住民自治の原則ですのでね。そんな方に無理やりあれしてくれ、これしてくれ、しかも何か届け出してくれと。これもいるお願いもしてない。委嘱も何もしてないでしょう。報酬もないんでしょう。ちょっと身勝手やないですか。長年続いてきたものでしょうけれども、ここでひとつ切り替えて、ちゃんと整理し直したほうがいいのかなと思いまして、今回の質問をしておるんですけども、まず、その点お答えください。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 非常に大きなご質問をいただいておりまして、ちょっと答弁悩んでおるんですが、やはり、まず一点、区の自治会組織に未加入の方もおられますということで、その方々の声もどうするんだということなんですけども、例えば、あまり過度に区長さんですけども、例えば、あまり過度に区長さんにということで業務をお任せする、責任を持たすということについて、それが限度を超えておるということであれば、当然、市としてもやはり今後見直すというか、検討していくことも必要であろうかというふうにも考えてございます。

そういうことで、ただ、昔から慣習で来ておるんですけれども、やはり橋本市の中でもいろんな環境が変わりつつ来ているということも事実かと思います。と言いますのは、やはり広報一つにしましても、自治会組織に入っていない方々につきましては、インターネット等ではすべて橋本市のホームページの中で広報、それからいろんなお知らせ等についてはインターネットで見ていただくことがで

きる。また、いろんな行事についても、広報には載せておりますけれども、市のホームページにも載せさせていただいておりますので、そういった方々の情報提供というのは、ある程度できておるのではないかというふうには考えてございます。

それと、先ほど私、答弁させていただきましたが、区長さんにつきましては、地域、地域の事情は知っておるということで、区長さいただけですかというようなご意見もいただいておりますけれども、ただ、細部にわたることにつきましては区長さんとやりとりをさていただいておりますが、例えば、大きなていただいておりますが、例えば、大きなでいただいておりますが、例えば、大きなでの行政の政策的な、新規事業も含めまして、教育委員会の小・中学校の耐震化、あやのとしましては、市議会のほうへまずはご相談、ご報告させていただいておるということでご理解をお願い申し上げたいと思います。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君) すごいご答弁いただい たんですけども。ちょっと、今、最後の問題 も大きかったんですけども、それはちょっと 後にしましょうか。

もちろん、区長さんがよくご存じやということで、印鑑の問題、今度、5番の印鑑もあるんやろうかなと思うんですけど、建設課のホームページをちょっと見てみました。建設課のホームページを開きますと、市が管理する公共土木施設、道路、河川、排水路の修繕要望。皆さんが生活をしている地区自治会で、市道、公共排水路等の修繕要望がありましたら、自治会長、区長さんを代表として下記要望書の様式に必要事項を記入し、建設課工務係まで申請してくださいと書いてあります。これ、なぜ自治会長さん、区長さんなんです

か。なぜ印鑑が要るんですか。

- 〇議長(中西峰雄君)建設部長。
- ○建設部長(樽井豪男君)まず、先ほど総務 部長が答弁いたしました、自治会も区長も同 じ位置付けで考えております。ただし名称と しては、やはり城山台とか連合自治会とか、 そういう名前でまずいただくというのが筋と 思います。その中で年間約150件ほど要望等あ ります。これをもし、そういった要望なしの 中で動く場合に、非常に各地元が混乱を来す。 そしてまた、だれがほんだら個々の言うやつ をすべて受け取るのかというのも、非常に件 数が多過ぎて、そしてまた予算の関係上もあ ります。幸い、地元の区長並びに自治会長、 議員も一緒になって要望に訪れたりとかもま ずあります。土木、特に私も約10年近う建設 課長をしておりましたけども、今までのこの 慣例となった方式が、割とスムーズにいって るんじゃないかとは思っております。

ただし、今言った自治会に加盟していない 方等につきましては、そういう要望もあれば、 市としては、やはり区長さんなり地元と相談 しながら、そこに公費を入れるかというのは まず緊急性の中で一応考えております。

だから、今、長年の経験上、非常にこんなこと言うのはおかしいんですけども、割とスムーズにはいってるんじゃないかと私は認識しております。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)なるほどというふうにいきたいんですけども、実際に、ここで区長さんの印鑑なり、区長を通じて申し込まないといけない。ここで区長の権限と言いますか、区長さんに大変なご苦労をおかけする。ただ単に取り次ぐだけやったら、まだいいかもしれません。一つの区に、ここ直して、あそこ直してほしい、ここの溝が、たくさんあるんです。よく区長さんからも、また住民の方か

らもお話聞きます。いっぱいあって、区長さんの机の中に、こうやって要望書がいっぱい 積んであるんですよ。どこから持って行こうか。市はすぐに予算ない。まあそれは予算ない、財政厳しいのはよくわかってます。全部が全部できたら何の苦労も要らないで、区長さんの時点で、一つしまって、レターをかけないといけなくなってしまった。だれが言うてきたとこやから、だれが言うてきたとこやから、だれが言うできるところからお願いしようか。ちょっと財政厳しいから、何とか材料支給だけできるところからお願いしようか。これ、区長さんの仕事、特定行政あるかのような仕事をお願いしている、そんな実情をご存じですか。

〇議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)まず、要望書につきましては、すべて拒むことはいたしません。要望は要望ですので、それはすべて受け取ります。その中で、市の緊急性の判断の中で、それは区長さんがそれだけとめておるとかというのは、まずこっちは認識しておりません。わかっておりません。やはり要望していただいた中について、かなり地区割とか、また緊急性の順番をもって位置付けをしております。

なお、区長の要望書もなしでも、市としては、やはり年間700件ほどは市の職員でもって各現場等、修繕等は行っております。だから、150件というのは、その中でも数件程度しか、まず工事の範囲からは進めることができません。

以上です。

〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。

O13番 (瀧 洋一君) 時間が10分も切ってまいりました。とてもとても、これ、きょう一日で終わる問題でないということはあらかじめわかっておりますので、次回へまた持ち越しもさせていただかないといけないんですが、

ですから、きょうどうしても聞いておきたい 点についてのみ、残り9分ですか、お尋ねを していきたいと思います。

それと、今の建設部長、今の実態、そういうこともあるということで、また次の6月議会に私この質問、続きさせていただきますので、そのときまでに一度調査をしておいていただきますよう、これは要望をしておきます。

で、区長の報酬はないということですが、 行政事務委託費、これは今、108の区にという ことでございましたが、それぞれどのような 基準で、最高いくら最低いくらお支払いにな られているのか。また、それはだれに対して 支払っているのかについてお尋ねをします。

〇議長(中西峰雄君)総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 各区長さんと契約をさせていただいております。それから、基準につきましては、ちなみに戸数割が1,100円掛ける、20年度決算でいきますと約2万5,000世帯、あと、均等割につきましては、1世帯から249世帯までは2万2,000円、250世帯から499世帯までは3万4,000円、500世帯から749世帯までは4万5,000円、750世帯から999世帯までは5万6,000円、1,000世帯以上ということになりますと6万7,000円ということで、区長さんと契約をさせていただいてございます。

ちなみに、大きくは、最高でということなんですけれども、金額的に三石台区で申し上げますと、三石台区で202万3,900円を年間委託料としてお支払いをさせていただいております。あと、例えばですが、東家区でございますと107万9,000円ということで、市内に均等割、世帯割ということでお支払いをさせていただいております。

以上です。

○議長(中西峰雄君)総務部長、最低はいく らかというただしもございましたので、お願 いいたします。

総務部長。

○総務部長(中山哲次君) 失礼しました。北 やどり区、南やどり区でございますけれども、 世帯数が4件で4,400円、それから均等割が2 万2,000円ということで、2万6,400円でござ います。

以上です。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)これ、大変な開きですよね。2万6,000円と202万円と。もちろん戸数が違うんでしょうけども、この基準はどこに定められているんですか。今先ほど、戸数割1,100円とか、均等割2,200円とありました。これは、橋本市の何という規則または要項で定められているもので支払っておられるのかお尋ねいたします。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) これにつきましては、条例・規則等は持っておりません。合併後に調整をさせていただいて、各区長さんと市長との間で委託契約をする段階で、この均等割なり世帯数割で金額を出しまして、その都度その都度、市長のほうへ決済をとってお支払いをさせていただいておるという状況でございます。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)基準ないんですね。基準ないのに、これ、なぜ支払うんですか。そして、支払いの範囲は何なんですか。業務の範囲は。今、区長さんと言いましたよね。区長さんにと。区長さんへの報酬はないと先ほど答弁ありましたよね。

それと、昨年の7月に各区長さんに対して 口座をしつかりと点検といいますか、改める というか、そういう通達があったと思うんで すけれども、それはなぜ行われたんですか。 どんな不都合があったからそういう指示をお 願いしたのか、手短に教えてください。

- **〇議長(中西峰雄君)**総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君)まず、区長さんと 市長との間におきまして、橋本市の行政事務 委託契約書を締結させていただいておりまし て、業務委託をお願いしてお支払いをさせて いただいておるということでございます。

それから、口座なんですけれども、以前は、 区長さんなり自治会長さんの個人の通帳へ入 金をさせていただいた時期もございました。 ところが、やはり、より透明性といいますか 公平といいますか、図るために、何々区長だ れだれということで、区長なり会計、そうい った方々の口座に変更していただきまして、 そこへお支払いをさせていただいておるとい う状況でございまして、個人のほうへは出 しておりません。あくまでもこれは、やはり 員ご指摘のとおり公金でございますので、 役職のついた口座に切り替えをさせていただ いたということでございます。

- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君)ということは、結局は 区に対して支払っているということですよね。 先ほど、区長さんにお支払いしているという 答弁があったと思うんですけども、区に対し てということで訂正されますか。
- 〇議長(中西峰雄君)総務部長。
- ○総務部長(中山哲次君) 失礼しました。あ くまでも区に対してでございます。ただ、あ て名が何々区長だれだれさんということにな っておりましたので、区長という答弁をさせ ていただきましたが、大変失礼しました。区 に対してお支払いをさせていただいておりま す。
- 〇議長(中西峰雄君)13番 瀧君。
- O13番(瀧 洋一君) もう時間ないので、ま た次の機会にいたしますけれども、それに対

して、これだけのことをちょっと申し上げさせていただきます。区に対して、区長さんに対して、これだけ多くの権限やお願いを行政事務の委託をしておる。そして、その金額が多いところで202万円なんですか、2万6,000円というような区もある。だけども、そのお願いしている責任は大変なものだと思います。それをしていただくことに対して、逆に区長さんのほうにも、何らかのメリットがあるのかなというのもひとつあるのかなと。持ちつ持たれつの関係の中で、今までの慣習上来ているんじゃないかなというところはあるのかなとは思います。

それと、本当はこれにちょっと時間割きた かったんですけれども、先ほどの同僚議員の 質問の中でも、あやの台の小学校だったり、 すみだの子ども園だったり、これは別に、た またま教育委員会やけど教育委員会を言って るわけじゃないんですよ。全般ですよ。まず 地元に対しての説明云々というときに、議員 ではなく区長さんとすり合わせをした中で発 表と。こんなケース非常に多々見られますね。 私も実は先日、ある部局であったんですけ ども、ちょっと議員さんには言われへんと。 区長には話が行っとるんですよ。議員さんに はちょっと説明できへん。こんなこともある んですよ。何でそれが起きてくるのか。議会 を軽視しているような点もある。だけど区長 さんはというと、何の定めもないんでしょう。 市にとって委嘱しておるわけでもない、委託

今回、私の質問の仕方も悪いのか、1時間でおさめることができませんでしたので、次回6月議会に、再度この続き、行ってまいりたいと思います。

事務契約してるけども。そんな中で、この責任の重さ等を考えて、今後、ぜひとも見直し

本日の質問をこれで終わります。

ていくべきだと私は考えております。

○議長(中西峰雄君) 13番 瀧君の一般質問が終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。 (午後0時8分 休憩)